

プロジェクト 企業結合（ステップ2）

項目 公開草案に対するコメント

1. 企業結合に関する会計基準等の見直しの経緯は以下のとおりである。

年月	内容
平成 18 年 12 月	見直し作業を開始。
平成 20 年 12 月	EU 同等性評価に関連した短期コンバージェンスプロジェクトとして、ステップ1を完了。
平成 21 年 7 月	ステップ2について「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」を公表。
平成 21 年 9 月	専門委員会及び委員会において、論点整理に対するコメントを踏まえ、ステップ2の公開草案に向けた審議を開始。
平成 22 年 10 月 ～平成 23 年 4 月	単体財務諸表に関する検討会議において、のれんの非償却の取扱いも議論され、平成 23 年 4 月に報告書を受領。
平成 23 年 4 月～6 月	委員会において、のれんの非償却の取扱いを審議。
平成 24 年 1 月	のれんの会計処理は、当面の間、現行の規則償却を継続することを事務局提案し、その他の論点についての審議再開。
平成 25 年 1 月	ステップ2の公開草案を公表
平成 25 年 3 月	公開草案へのコメントを締切

2. 公開草案に対しては合計 17 通のコメントが寄せられた。コメント提出者の属性別の内訳は次のとおりである。

属性	提出者数
財務諸表作成者	6
財務諸表利用者	2
監査人	4
学識経験者等	5
合計	17

3. 公開草案に対して寄せられたコメントの概要は参考資料のとおりであり、総じて、取扱いの明確化を求める意見が数多く寄せられた。

(1) 総論

国際会計基準/米国会計基準との差異が縮まる内容であり、見直しの方向性について異論はないという意見（作成者）が寄せられた一方、国際的な会計基準の処理・表示が日本基準と比べて有用であるとは限らないという意見（作成者）もあった。

連結財務諸表作成の考え方について、親会社説による考え方を維持しているのか、経済的単一体説に移行したのかという点を明確にしてもらいたいという意見が複数あった(作成者、学識経験者等)。

のれんの償却をはじめ、本公開草案の対象とならなかった論点について、検討を継続してもらいたいという意見が複数あった(作成者、利用者)。

(2) 支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動

公開草案の提案を支持するという意見(作成者、利用者)が複数寄せられた一方、現行基準における「株主資本」の区分を維持したままで、純利益や資本取引の定義を変更することには反対であるという意見(学識経験者)もあった。

個別財務諸表上の会計処理について、非支配株主から自社の株式のみを対価として追加取得する子会社株式の取得原価は、当該子会社の適正な帳簿価額による株主資本の額に基づいて算定するという点について再検討すべきという意見が複数あった(作成者、監査人)。

取扱いの明確化を求める主な意見は以下のとおりである。

(ア) 親会社の持分変動による差額を資本剰余金として処理した結果、資本剰余金が負の値となった場合の取扱い(作成者、監査人)

(イ) 子会社株式の一部売却における関連する法人税等の処理について、繰越欠損金があり法人税等の支払が減少する場合の処理や、子会社への投資に係る税効果の取扱い等(作成者、監査人)

(ウ) 非連結子会社、関連会社の持分法における取扱い(作成者、監査人)
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動の注記について、具体的な様式等を明確化してもらいたいという意見(監査人)が複数あった一方、開示は不要とすべきという意見(作成者)もあった。

(3) 当期純利益の表示

公開草案の提案を支持する意見(利用者)があった一方、非支配株主に帰属する利益を含めて当期純利益として表示することには反対であるという意見(作成者)、今回の変更は重要な影響を及ぼすことが想定されるため、本変更の必要性、有用性を利害関係者と十分協議したうえで、慎重に決定する必要があるという意見(作成者)もあった。

(4) 取得関連費用

企業結合における取得関連費用について、発生した事業年度の費用として処理する公開草案の提案に賛成するという意見が複数あった(作成者、利用者)。

取扱いの明確化を求める主な意見は以下のとおりである。

(ア) 段階的に支配を獲得した場合の取扱い(作成者、利用者、監査人)

(イ) 持分法適用会社の取扱い(作成者、利用者、監査人)

(ウ) 子会社株式の追加取得時の取扱い(監査人)

取得関連費用の注記について、注記対象となる取得関連費用の定義・範囲の明確化を求める意見が複数（監査人）あった一方、注記は不要とすべきという意見（作成者、個人）も複数あった。

(5) 暫定的な会計処理

取扱いの明確化を求める主な意見は以下のとおりである。

- (ア) 四半期財務諸表における取扱い（作成者）
- (イ) 単年度開示の場合における取扱い（作成者）
- (ウ) 前年度の1株当たり当期純利益の取扱い（監査人）

企業結合年度の翌年度において、暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の配分額に重要な見直しがなされた場合における、当該見直し内容及び金額の注記は不要とすべきであるという意見（作成者）があった。

(6) 適用時期及び経過措置

連結会計基準案第39号の表示方法に係る事項については、適用時期を1年前倒し（平成26年4月1日以降に開始する事業年度の期首から）することを提案する意見（利用者）があった。

遡及適用に関しては、様々な意見が寄せられた。

- (ア) 遡及適用は認めず、新たな取扱いは将来に向かってのみの適用とすべき（作成者、監査人）
- (イ) 遡及適用する場合、公開草案の方法のほか、適用初年度の期首における累積影響額を求め、これを適用初年度期首から取り込む方法を容認すべき。（作成者）

経過取扱いに従って会計処理を行った場合における、会計方針の変更による影響額の注記は、不要とすべきという意見（作成者）があった。

4. 今後の予定

今後、企業結合専門委員会においてコメントの分析及び対応案の検討を行う予定である（5月15日、6月7日、6月20日の開催を予定）。

ディスカッション・ポイント

今後、企業結合専門委員会においてコメント分析及び対応案の検討を行い、そのうえで委員会での審議を予定しているが、現時点で何かご意見があれば頂戴したい。

以 上